

A 様

神戸市監査委員	櫻 井 誠 一
同	田 中 健 造
同	北 川 道 夫
同	大 井 としひろ

談合事件に係る弁護士報酬額の請求に関する住民監査請求について（通知）

平成 24 年 2 月 14 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 24 年 2 月 14 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

一、請求の趣旨

1. 川崎重工業株式会社は、神戸市のごみ焼却炉建設工事（「第 10 次クリーンセンター築炉及び付帯設備工事」）に係る請負契約を締結するに当たり、指名競争入札に参加して受注したが、他の入札参加者らとともに、入札に際して受注予定者を決定する談合を行った。このことにより、神戸市は少なくとも契約金額の 1 割に当たる損害を受けたとして、市民オンブズマン兵庫の会員 7 名が、大阪弁護士会所属の弁護士 6 名に訴訟を委任し、神戸市に代位して、27 億 950 万円及びこれに対する平成 12 年 4 月 29 日から支払済みまで、年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める住民訴訟を平成 12 年 7 月 19 日に神戸地方裁判所に提起した（神戸地方裁判所平成 12 年(行ウ)第 30 号）。
2. 第 1 審の神戸地方裁判所は、平成 18 年 11 月 16 日、本件訴訟における原告らの請求を、13 億 6474 万円及びこれに対する平成 12 年 4 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で容認する判決を言い渡した。
3. 川崎重工業株式会社は、これを不服として控訴を提起した（大阪高等裁判所平成 18 年(行コ)第 135 号）。原告らは、控訴審において受任弁護士らの内 3 名に訴訟を委任し、付帯控

訴を提起した（同裁判所平成19年(行コ)第46号）。大阪高等裁判所は、平成19年10月30日、川崎重工業の控訴を棄却し、第1審判決を変更して、16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めらるる限度で原告らの請求を容認する判決を言い渡した。なお、認容額が増額されたのは、損害額について、第1審判決が契約金額の5%と認定したのに対し、控訴審判決は契約金額の6%と認定したためである。

4. 川崎重工業株式会社は、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てをしたが（最高裁判所平成20年(行ツ)第60号、平成20年(行ヒ)第61号）、最高裁判所は、平成21年4月23日、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定をしたため、前記控訴審判決が確定した。
5. 川崎重工業株式会社は、控訴審での敗訴後、原告市民に知らせず、平成19年12月6日に、22億5877万3115円の供託を行っていた。そして、最高裁判所の判決確定後、神戸市は、平成21年5月25日に損害賠償金の払渡請求を行い、5月27日に22億5949万5921円を入金調定していた。この処理も、神戸市は原告市民に知らせていなかった。
6. 神戸市は、判決確定後、9年にも及ぶ原告や弁護士の労苦に一言の礼もなく、22億5949万5921円もの損害賠償金を受領していたにも関わらず、法律に定める原告弁護士への報酬金請求により適正な弁護士報酬を支払うべきところ、100万円しか支払えないと主張した。そして正当な報酬水準を示さなかった。そこで焼却炉談合事件の原告らは、神戸市を被告として平成21年9月26日、神戸地方裁判所に対し、先例となる判例により、1億2210万円の弁護士報酬請求訴訟を提起した（神戸地方裁判所平成21年(行コ)第61号）。その結果、神戸地方裁判所は、平成22年9月16日、被告神戸市は、原告らに対し、7000万円及びこれに対する平成21年10月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとの判決を下した。神戸市が控訴を断念したので、判決は確定し、神戸市は7372万548円の弁護士報酬を、平成22年10月22日に支払った。
7. 川崎重工業株式会社の談合行為により、神戸市は多大な損害を受けたが、神戸市に代位して、原告市民と弁護団が長年にわたる訴訟を行なった結果、神戸市は川崎重工業株式会社から、22億5949万5921円の損害賠償金を受領した。そして、談合という違法な行為によって発生したことを回避するために要した原告市民側の弁護士報酬も、神戸市の税金で支払われるべきではなく、川崎重工業株式会社が負担すべき金員である。そもそも、神戸市は、川崎重工業株式会社に対し、平成19年3月27日付け「損害賠償請求について」と題する配達証明の文書を出し、

【貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約に関し、平成18年6月27日、公正取引委員会により、平成11年(判)第4号独占禁止法違反審判事件についての審決がなされました。また、地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟（第1審の事件番号は神戸地方裁判所平成12年(行ウ)第30号）においても、独占禁止法違反の事実が認定されました。つきましては、当該違反行為を理由とする損害賠償について、上記住民訴訟において提起されておりますので、当該訴訟により支払わなければならない額（現時点では13億6475万円及びその遅延利息）及び同条の規定により住民訴訟を提起した者に対して神戸市が支払うべき弁護士報酬の合計額を速やかに神戸市にお支払いください

い。

記

工事名 「第10次クリーンセンター築炉及び付帯設備工事」

契約日 平成7年12月22日

】

と主張していた。しかるに、弁護士報酬請求事件が確定し、弁護士報酬が支払われた以降、神戸市は、川崎重工業株式会社に対し、具体的に弁護士報酬支払いによる損害を支払えとの催告や請求手続きを一切行なっていない。

8. 市民オンブズマン兵庫は、神戸市環境局職員に対して、平成22年11月以降少なくとも3回、神戸市は弁護士報酬を川崎重工業株式会社に対して請求したかどうか、請求の意思はあるのかについて電話で確認し、川崎重工業株式会社への請求を促している。それに対する回答は「検討中」というばかりで、最近でも「法務とも相談の上検討中である。」「同様の弁護士報酬事件が京都地裁で争われているので、その結果を待って対応したい。」「平成24年3月末には、その裁判の判決言い渡しがある予定なので、その内容を検討し、対応する。」というもので、何時までに、如何なる金額を川崎重工業に対して請求するのかさえ全く明らかにしていない。上記行為ないし不作為は、債権行使を怠るものである。以上のことから、神戸市長ら職員は、違法もしくは不当に川崎重工業株式会社への債権の行使、もしくは徴収を怠り、神戸市に損害を与えているものといえる。

二、求める措置

神戸市が、平成22年10月29日に支払った弁護士報酬7372万548円及びこれに対する平成22年10月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を川崎重工業株式会社に対して損害賠償請求を行う措置を求める。

地方自治法242条第1項の規定により、事実証明書を添えて、監査委員に必要な措置を請求します。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

本件請求についてみると、職員の違法・不当に怠る事実の結果、現段階における具体的な損害が市に発生しているか、あるいは発生する可能性があるか否かが問題となる。

この点、判例によると、怠る事実の結果市に損害が発生しているか否かについては、長などが債権の行使を怠っているとしても、同債権が時効により消滅するか、あるいは相手方が無資

力になるなど、その債権の回収が法律上または事実上不可能になるまでは、当該地方公共団体に損害は生じないとされている（昭和 58 年 6 月 24 日京都地裁判決、昭和 58 年 11 月 25 日大阪高裁・同控訴審判決）。

また、同じく判例によると、長が、遅延損害金の請求権はないとの主張をどこまでも貫き、徴収することはあり得ないとの態度を繰り返し明言し、それゆえ現実的には徴収が事実上不可能となっている場合には、損害が発生している、とされている（平成 14 年 9 月 19 日神戸地裁判決）。

ところで、請求人は「平成 22 年 10 月 29 日に支払った弁護士報酬 7372 万 548 円及びこれに対する平成 22 年 10 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を川崎重工業株式会社に対して損害賠償請求を行う措置」を求めている。

しかしながら、請求書によると、環境局職員は市民オンブズマン兵庫の損害賠償請求の意思等に関する電話確認に対し、「検討中」、「同様の弁護士報酬事件が京都地裁で争われているので、その結果を待って対応したい」、及び「平成 24 年 3 月末には、その裁判の判決言い渡しがある予定なので、その内容を検討し、対応する」と回答しており、神戸市は請求しない旨を明言しているわけではなく、むしろ、平成 24 年 3 月末の同様の事案の判決の内容を検討し対応するという意思形成過程にあると判断することができる。

また、損害賠償請求の対象となる債権である弁護士報酬は平成 22 年 10 月 22 日に支払ったものであり、不法行為による損害賠償請求の時効（3 年）を考えると債権は未だ消滅していない。

これらのことから、現段階では市の意思形成過程であり、また直ちに債権の回収が法律上または事実上不可能になる状況とは言えず、職員の違法・不当に怠る事実によって市に損害が発生している、あるいは損害発生の可能性が極めて高い確率で予見できる状況にあるとは言えない状況である。

よって、本件請求は、現時点において地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。